平成27年小野町議会7月第1回会議

議事日程(第1号)

平成27年7月23日(木曜日)午前9時50分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議会運営委員長報告

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第48号 平成27年度小野町水道事業会計補正予算(第1号)

〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

日程第 5 議案第49号 復興産業集積区域における小野町税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

〔上程、説明、質疑、討論、採決。以下日程第6まで同じ〕

日程第 6 議案第50号 小野町公営住宅管理条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第51号 小野新町地区仮置場進入路整備工事 (3・4工区) 請負変更契約の締結について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

日程第 8 議案第52号 財産の無償譲渡について

〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番 会 田 明 生 君 2番 吉 田 市 君 芳 男 3番 竹 Ш 里 志 君 4番 宗 像 君 5番 村 文 君 作 君 田 弘 6番 籠 田 良 7番 宇佐見 留 男 君 8番 水 野 正 廣 君 9番 藤 君 10番 佐 登 君 遠 英 信 11番 久 野 峻 君 12番 村 上 昭 正 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

長 大和田 昭 君 副 町 長 木 慎 也 君 鈴 教 育 長 牧 裕 司 君 総務課長 京 君 西 冏 部 町民生活課長 税務課長 藤 井 義 仁 君 村 上 春 吉 君 兼除染推進室長

地域整備課長 遠 藤 靖 次 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 吉 田 浩 祥 次 長 折 笠 顕 一

書 記 草 野 隆 行 書 記 二 瓶 由佳子

開議 午前 9時50分

◎開議の宣告

○議長(村上昭正君) ただいまから、平成27年小野町議会7月第1回会議を開きます。

なお、会議規則第9条第2項の規定により、会議時刻を繰り上げ、ただいまから会議を開きます。

まず、冒頭に、本日からエアコンが入ったんですが、蒸し暑い方は脱衣を許します。

ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

◎議事日程の報告

〇議長(村上昭正君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(村上昭正君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、

8番 水 野 正 廣 議員

9番 遠 藤 英 信 議員

を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長(村上昭正君) 日程第2、7月第1回会議の日程について議会運営委員長の報告を求めます。 議会運営委員長。

7番、宇佐見留男議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 宇佐見留男君登壇〕

〇議会運営委員会委員長(宇佐見留男君) 本日、午前8時30分より開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

平成27年小野町議会7月第1回会議の会議日程については、本日1日限りとすることに決定いたしました。 また、議案の採決方法について、議案第48号については起立採決とし、議案第49号から議案第52号までについては簡易採決により行うことといたしました。

以上をもって報告といたします。

- ○議長(村上昭正君) ただいまの議会運営委員長の報告に対し質疑ありませんか。 [「なし」と言う人あり]
- ○議長(村上昭正君) 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、7月第1回会議の日程は本日1日限りといたします。

また、議案の採決方法について、議案第48号については起立採決とし、議案第49号から議案第52号までについては簡易採決により行うことといたします。

会議日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長(村上昭正君) 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会委員長であり、その委任を受けました者の名簿は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第48号の上程

〇議長(村上昭正君) 議案の上程を行います。

日程第4、議案第48号 平成27年度小野町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。 事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第48号の説明

〇議長(村上昭正君) 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

〇町長(大和田 昭君) 平成27年小野町議会7月第1回会議が開催されるに当たり、議員各位には公私ともに ご多忙の中、ご出席を賜り衷心より感謝を申し上げます。

本7月第1回会議にご提案申し上げる案件につきましては、平成27年度補正予算案件等、5案件をご提案申

し上げた次第であります。

町政執行上、緊急かつ重要な案件でありますことから、お集まりいただいたところであります。よろしくお 願いいたします。

それでは、提出議案に係る提案理由をご説明申し上げます。

議案第48号 平成27年度小野町水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

本案は、収益的支出につきまして、去る5月下旬に谷津作字鬼石地内の踏切付近におきまして、老朽配水管からの漏水が発生したことから、早急な復旧を図るため仮設の露出配管による仮復旧修繕を行い、影響範囲内における給水、各戸への水道水の確保を図ったところでありますが、踏切に隣接していることから安全管理費を含む仮復旧修繕に多額の費用を要し、本復旧及び今後の突発的な漏水事故等への修繕対応が困難となることから、収益的支出において、水道事業費用予算額1億5,973万9,000円に漏水修繕不足見込み額987万3,000円を補正増額し、計1億6,961万2,000円とするものであります。

以上、議案第48号 平成27年度小野町水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げましたが、 慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の説明といたします。

よろしくお願いいたします。

◎議案第48号の質疑

○議長(村上昭正君) 議案に対する質疑を行います。

議案第48号 平成27年度小野町水道事業会計補正予算(第1号)について質疑を行います。 質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(村上昭正君) 質疑なしと認めます。

したがって、議案第48号について質疑を終わります。

◎議案第48号の討論

〇議長(村上昭正君) 続いて、討論を行います。

議案第48号を討論に付します。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(村上昭正君) 討論なしと認めます。

したがって、議案第48号の討論を終わります。

◎議案第48号の採決

O議長(村上昭正君) 議案の採決を行います。

議案第48号 平成27年度小野町水道事業会計補正予算(第1号)についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(村上昭正君) 起立全員であります。

したがって、議案第48号については原案のとおり可決されました。

◎議案第49号及び議案第50号の上程

〇議長(村上昭正君) 日程第5、議案第49号 復興産業集積区域における小野町税の特例に関する条例の一部 を改正する条例について及び日程第6、議案第50号 小野町公営住宅管理条例の一部を改正する条例について、 2議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

[議会事務局長朗読]

◎議案第49号及び議案第50号の説明

○議長(村上昭正君) 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

〇町長(大和田 昭君) 議案第49号 復興産業集積区域における小野町税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、原子力災害により多大な被害を受けた福島の復興及び再生を一層推進する措置を講ずるため、ふくしま復興再生特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことにより、同法条文を引用し、固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めた復興産業集積区域における小野町税の特例に関する条例に条ずれが生じたため改正を行うもので、公布の日から施行し、平成27年5月7日から適用するものであります。

次に、議案第50号 小野町公営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、議案第49号同様、ふくしま復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行により小野町公営住宅管理条例の一部を改正するもので、公営住宅及び改良住宅の入居者資格については、従来の特例の対象としてきた「居住制限者」から対象範囲を拡大し、「特定帰還者」と「居住制限者」に区分し、それぞれに特例を設けるもので、公布の日から施行し、平成27年5月7日から適用するものであります。

以上、議案第49号から議案第50号までの条例の改正案件2件についてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第49号及び議案第50号の質疑

〇議長(村上昭正君) 議案に対する質疑を行います。

議案第49号 復興産業集積区域における小野町税の特例に関する条例の一部を改正する条例について及び議 案第50号 小野町公営住宅管理条例の一部を改正する条例について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(村上昭正君) 質疑なしと認めます。

したがって、議案第49号及び議案第50号について質疑を終わります。

◎議案第49号及び議案第50号の討論

○議長(村上昭正君) 続いて、討論を行います。

議案第49号及び議案第50号の2議案を一括討論に付します。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(村上昭正君) 討論なしと認めます。

したがって、議案第49号及び議案第50号の討論を終わります。

◎議案第49号及び議案第50号の採決

〇議長(村上昭正君) 議案の採決を行います。

議案第49号 復興産業集積区域における小野町税の特例に関する条例の一部を改正する条例について及び議 案第50号 小野町公営住宅管理条例の一部を改正する条例についての2議案についてお諮りいたします。 本案は、それぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(村上昭正君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第49号及び議案第50号の2議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の上程

〇議長(村上昭正君) 日程第7、議案第51号 小野新町地区仮置場進入路整備工事(3・4工区)請負変更契約の締結についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第51号の説明

○議長(村上昭正君) 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長(大和田 昭君) 議案第51号 小野新町地区仮置場進入路整備工事(3・4 工区)請負変更契約の締結 についてご説明申し上げます。

本案は、平成26年10月29日締結した小野新町地区仮置場進入路整備工事 (3・4 工区) 請負契約を変更したいため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、小野新町地区仮置場進入路整備工事施行中、切り土のり面の地層の境目が地すべりにより崩壊したため、復旧のための法止め側溝布設等に係る工事費の増額、あわせて工事完成に向けて出来高数量精査により、当初契約額1億4,554万6,200円から1億4,756万9,040円に202万2,840円を増額変更するものであります。

以上、議案第51号 小野新町地区仮置場進入路整備工事 (3・4 工区) 請負変更契約の締結についてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の説明といたします。

よろしくお願いいたします。

◎議案第51号の質疑

○議長(村上昭正君) 議案に対する質疑を行います。

議案第51号 小野新町地区仮置場進入路整備工事 (3・4 工区) 請負変更契約の締結について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(村上昭正君) 質疑なしと認めます。

したがって、議案第51号について質疑を終わります。

◎議案第51号の討論

○議長(村上昭正君) 続いて、討論を行います。

議案第51号を討論に付します。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

O議長(村上昭正君) 討論なしと認めます。

したがって、議案第51号の討論を終わります。

◎議案第51号の採決

O議長(村上昭正君) 議案の採決を行います。

議案第51号 小野新町地区仮置場進入路整備工事(3・4工区)請負変更契約の締結についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(村上昭正君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第51号については原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程

〇議長(村上昭正君) 日程第8、議案第52号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第52号の説明

○議長(村上昭正君) 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

〇町長(大和田 昭君) 次に、議案第52号 財産の無償譲渡についてご説明申し上げます。

本案は、「笑顔とがんばり!小野町定住・二地域居住推進事業」実施要綱第3条に定める町有林おすそわけ 事業の申請がなされたため、同要綱の規定に基づき、小野町大字小野新町字狐平町有林の杉10立方メートルを 無償譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

申請者は、埼玉県さいたま市在住の酒井忠昭さんで、平成27年12月の完成をめどに大字飯豊字滝平に新居を 建設し、小野町に移住する予定であります。

以上、議案第52号 財産の無償譲渡についてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の説明といたします。

よろしくお願いいたします。

◎議案第52号の質疑

○議長(村上昭正君) 議案に対する質疑を行います。

議案第52号 財産の無償譲渡について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

O議長(村上昭正君) 質疑なしと認めます。

したがって、議案第52号について質疑を終わります。

◎議案第52号の討論

O議長(村上昭正君) 続いて、討論を行います。

議案第52号を討論に付します。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(村上昭正君) 討論なしと認めます。

したがって、議案第52号の討論を終わります。

◎議案第52号の採決

○議長(村上昭正君) 議案の採決を行います。

議案第52号 財産の無償譲渡についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(村上昭正君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第52号については原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長(村上昭正君) 以上をもって、7月第1回会議の会議日程は全て終了いたしました。 本日の会議は、これをもって散会といたします。

散会 午前10時12分